第１２９回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時　：　令和７年２月１２日（水）

開催場所　：　大阪府咲洲庁舎２３階中会議室

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 審議結果等 |
| （仮称）千里丘駅西地区再開発ビル（摂津市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| （仮称）コーナン江坂駅前店（吹田市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが  適当である。  　出入口における入出庫について、車両の交錯が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| （仮称）バロー香里園店（寝屋川市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが  適当である。  　出入口において、歩行者及び自転車と来退店車両の交錯が懸念されるため、交通整理員を適切に配置するなど、円滑な交通処理及び安全の確保に努めること。 |
| ジャガーセントラルビル・イーストビル（守口市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| アクトアモーレ（高槻市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |
| コジマ×ビックカメラ大東店・ニトリ大東諸福店（大東市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |